

○内閣府令第四号
厚生労働省令第四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の一部の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十四条第二項、第八十九条の二及び第百八条並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二十三の二の規定に基づき、並びに同法を実施するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年四月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄
厚生労働大臣 加藤 勝信

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する命令

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 障害福祉計画（第六十八条の三の二・第六十八条の三の三）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（法第七十四条第二項に規定する主務省令で定める機関）</p> <p>第六十五条の二 法第七十四条第二項に規定する主務省令で定める機関は、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所及び児童相談所とする。</p> <p>第五章 障害福祉計画</p> <p>（障害福祉計画の作成等のための調査及び分析等）</p> <p>第六十八条の三の二 法第八十九条の二の二第一項第一号の主務省令で定める事項は、自立支援給付に要する費用の額に関する地</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（法第七十四条第二項に規定する主務省令で定める機関）</p> <p>第六十五条の二 法第七十四条第二項に規定する主務省令で定める機関は、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所及び児童相談所とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

域別、年齢別又は障害支援区分別の状況に関する事項及びこれらに準ずる事項とする。

2| 法第八十九条の二の二第一項第二号の主務省令で定める事項は、障害者等の障害支援区分の認定における調査に関する状況に関する事項及びこれらに準ずる事項とする。

3| 法第八十九条の二の二第二項の規定により、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣に対し同条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に関する情報を提供する場合には、市町村又は都道府県は、当該情報を、電子情報処理組織（市町村又は都道府県が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と国民健康保険団体連合会が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提出する方法により提出しなければならない。

（市町村長又は都道府県知事に対する障害福祉等関連情報の提供）

第六十八条の三の三 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣は、市町村長又は都道府県知事から、市町村障害福祉計画（法第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画をいう。）若しくは都道府県障害福祉計画（法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。）（以下この条において「市町村障害福祉計画等」という。）の作成、市町村障害福祉計画等に基づく施策の実施又

（新設）

<p>は市町村障害福祉計画等の達成状況の評価に資することを目的とする調査及び分析を行うため、障害福祉等関連情報（法第八十九条の二の二第一項に規定する障害福祉等関連情報をいう。以下この条において同じ。）の提供を求められた場合であつて、当該障害福祉等関連情報を提供する必要があるときは、当該障害福祉等関連情報を市町村長又は都道府県知事に提供することができる。</p> <p>第六章 国民健康保険団体連合会の障害者総合支援法関係業務</p> <p>第七章 雑則</p>	<p>第五章 国民健康保険団体連合会の障害者総合支援法関係業務</p> <p>第六章 雑則</p>
---	---

第二条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。
 （傍線部分は改正部分）

<p>改正後</p> <p>目次</p> <p>第一章～第一章の四（略）</p> <p>第二章 福祉の保障（第七条―第三十六条の三十の六の三）</p> <p>第三章～第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>第三十六条の三十の六の二 法第三十三条の二十三の二第一項第一号の内閣府令で定める事項は、障害児通所給付費等（法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等をいう。）及び障害児入所給付費等（法第五十条第六号の三に規定する障害児入所給付費等をいう。）に要する費用の額に関する地域別又は年齢別の状況に関する事項並びにこれらに準ずる事項とする。</p> <p>② 法第三十三条の二十三の二第二項の規定により、こども家庭庁長官に対し同条第一項第一号に掲げる事項に関する情報を提供する場合には、市町村又は都道府県は、当</p>	<p>改正前</p> <p>目次</p> <p>第一章～第一章の四（略）</p> <p>第二章 福祉の保障（第七条―第三十六条の三十の六）</p> <p>第三章～第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>
---	---

該情報を、電子情報処理組織（市町村又は都道府県が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とこども家庭庁又は国民健康保険団体連合会が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提出する方法により提出しなければならない。

（新設）

第三十六条の三十の六の三 こども家庭庁長官は、市町村長又は都道府県知事から、市町村障害児福祉計画（法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画をいう。）若しくは都道府県障害児福祉計画（法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画をいう。）（以下この条において「市町村障害児福祉計画等」という。）の作成、市町村障害児福祉計画等に基づく施策の実施又は市町村障害児福祉計画等の達成状況の評価に資することを目的とする調査及び分析を行うため、障害児福祉等関連情報（法第三十三条の二十三の二第一項に規定する障害児福祉等関連情報をいう。以下この条において同じ。）の提供を求められた場合であつて、当該障害児福祉等関連情報を提供する必要があると認めるときは、当該障害児福祉等関連情報を市町村長又は都道府県知事に提供することができる。

附則
 この命令は、公布の日から施行する。